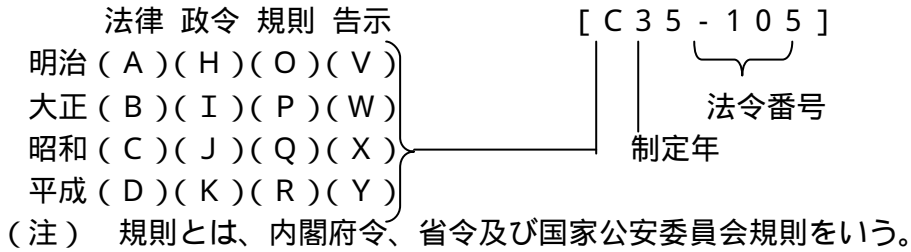


【凡例】

1 法令名欄



2 条項名欄

( 条 ) ( 項 ) ( 号 )  
算用数字 - 算用数字 つき数字  
( 例 ) 第 2 5 条 第 2 項 第 1 号 2 5 - 2

3 行政庁欄

( 区分 )	( 記入する数字 )	( 警察所管法令等に係る権限者の例 )
国 の 機 関	「 1 0 」	内閣総理大臣、国家公安委員会
都道府県の機関	「 2 0 」	都道府県知事
〃	「 2 1 」	都道府県公安委員会
〃	「 2 2 」	警察署長、警察本部長等
〃	「 2 9 」	高速道路交通警察隊長等
その他の機関	「 4 0 」	指定車両移動保管機関等

4 処分基準欄

- (1) 処分基準を定めるもの . . . . . ア
- (2) 処分基準を定めないもの  
(理由)
  - ア 判断基準が「法令の定め」に尽くされているものであるから。 . . . . . ア
  - イ 処分等の性質上、個々の処分について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることが困難であると認められるものであるから。 . . . . . イ
  - ウ 全国又は都道府県に1を限って指定(認可)される法人に係る処分であって、個々の処分について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから。 . . . . . ウ
  - エ 処分の先例がなく、法令の定め以上に処分基準を具体化することが困難であるから。 . . . . . エ
  - オ 処分が稀であり、法令の定め以上に処分基準を具体化することが困難であるから。 . . . . . オ
- (3) 処分基準を定めるが、脱法的行為を助長するおそれがあるため、当該基準を公にしないことにするもの . . . . . カ